

畑田保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 畑田保育会
所 在 地	久慈市寺里 27-9-1
電 話 番 号	0194-55-3550
代表者氏名	理事長 野田口 茂

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	畑田保育園
施 設 の 所 在 地	久慈市寺里 27-9-1
連 絡 先	電話番号 0194-55-3550 FAX 0194-55-3550
管 理 者	園長 小田 美加子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 30人 満1歳以上満3歳未満の児童 17人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	昭和43年11月4日

3 事業の目的

畑田保育園は、以下の保育理念に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

保育理念

明日を担う子どもたちを主役として、よりよく生きる力と想像する心を育みます。

- 1 一人ひとりの個性が輝く健やかな成長を育みます
- 2 保護者に寄り添った子育ての支援をします
- 3 地域社会と協力し合い地域福祉の向上を目指します

4 保育目標

- 1 健康な体と豊かな心を育てる。
- 2 基本的生活習慣の自立を養う。
- 3 自然の中で創造性の芽生えを培う。

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,245 m ²
	園庭	582.23 m ²
園舎	構造	木造1階建造
	延べ面積	439.44 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	あやめ組（0～1歳児クラス）
保育室	4室	もみじ組（1～2歳児クラス） はと組（3～4歳児クラス） さくら組（5歳児クラス） 特別保育室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室 事務室	1室	各室

6 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	2	2		
保育士（保育補助）	6（2）	6（2）		
栄養士	1	1		
調理師	1	1		
事務員	1	1		
嘱託医	1		1	市川内科医院
嘱託歯科医	1		1	宮澤歯科医院

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月18日岩手県条例第87号）。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
副主任保育士 保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育補助	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）
栄養士 調理師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
事務	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士（保育補助）の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省令第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時10分頃	15時30分頃	
1歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時30分頃	
2歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時30分頃	
4歳児		11時30分頃	15時30分頃	
5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) 延長保育

(4) 一時預かり

(5) 障がい児保育

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料は保育園で集金し、久慈市へ納付します。毎月15日前後に集金袋を配布しますので、27日までに保育園にお届けください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	市川内科医院
医 院 長 名	市川 宏（院長）
所 在 地	久慈市川崎町 8-25
電 話 番 号	0 1 9 4 - 5 3 - 2 0 1 0

(2) 歯科

医療機関の名称	宮澤歯科医院
医 院 長 名	小柳 亜沙子（副院長）
所 在 地	久慈市八日町 1-37
電 話 番 号	0 1 9 4 - 5 3 - 0 3 9 0

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士：沢里 厚子	
	・ご利用時間 9：00 ～ 16：00	
第三者委員	・電話番号 0 1 9 4 - 5 5 - 3 5 5 0	
	F A X 0 1 9 4 - 5 5 - 3 5 5 0	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	畑田保育会監事	
	大石 信夫	電話番号 0 1 9 4 - 5 2 - 3 2 3 3
	外館 吉則	電話番号 0 1 9 4 - 5 2 - 2 9 7 7

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書等により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に加入しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし高額療養の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・入院時の食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
疾病	上欄の範囲のうち、文部科学省で定めるもの ・給食等による食中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （登園・降園中の災害の場合 2,000万円～44万円）
死亡	保育園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （登園・降園中の場合 1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円（登園・降園中の場合も同額）
	保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したものの	死亡見舞金 3,000万円 （登園・降園中の場合 1,500万円）

- ※1 供花料…保育園の管理下における死亡で、損害賠償金が支払われたことにより、死亡見舞金の支給が行われない場合 17 万円を給付する。
- ※2 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養もしくは療養費の支払いを受け、又は補償もしくは給付を受けたときは、その受けた限度において給付を行わない。
【例】乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度など
- ※3 第三者による加害行為で損害賠償を受けたときは、その価格の限度において給付を行わない。
【例】交通事故、飼い犬による災害、業者から購入した飲食物による食中毒で損害賠償金を受領した場合
- ※4 (独)日本スポーツ振興～センター災害共済の見舞金の給付決定後、一般財団法人岩手県学校安全互助会から共済金も支払われます。

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

項目	費用の内容		金額	備考
延長保育	保育に係る利用料		0円	
一時預かり保育	保育に係る利用料		日額 1000円	
給食	3歳未満児	主食	0円	
		副食	0円	
	3歳以上児	主食	年額 4800円	(月額 400円)
		副食	月額 4500円	

- ※ 給食の副食費については、低所得世帯及び第3子以降の子どもは、免除となる。
- ※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付する。